

# 行橋市履行保証制度事務取扱要領

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 請負契約締結時における取扱い（第4条—第9条）
- 第3章 工事完成時における取扱い（第10条—第12条）
- 第4章 請負代金額の増額及び減額変更に伴う取扱い（第13条—第17条）
- 第5章 工期延長の場合の取扱い（第18条—第20条）
- 第6章 工期短縮の場合の取扱い（第21条—第23条）
- 第7章 受注者の債務不履行による解除の場合の取扱い（第24条—第27条）
- 第8章 その他（第28条—第31条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要領は、行橋市が発注する建設工事の請負契約に際し、当該請負契約の履行を確保するための履行保証制度の取扱いについて、行橋市契約規則（昭和39年行橋市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （契約の保証）

第2条 請負契約における契約の保証については、金銭的保証を原則とし、契約主管課長は、規則第4条第1項の規定に基づき、当該契約の受注者に対して、別表1の左欄に掲げる保証のいずれかによって、請負代金額の10分の1以上の金額を保証することを求めるものとする。ただし、規則第4条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- 2 入札終了後、契約主管課長は、受注者に対し、契約に先立ち、別表1に掲げる契約の保証のいずれの方法を選択するかを確認するものとし、契約保証に関する届出書（様式第1号）を交付する。
- 3 契約主管課長は、契約の際、受注者に対して契約書とともに、別表1の左欄に掲げる保証に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる書類を提出させるものとする。
- 4 受注者は、前項の規定による保険証券等の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券等を寄託したものとみなす。

#### （役務保証）

第3条 契約主管課長は、請負契約の内容に応じ、担当課長（受託した工事については、当該工事の予算を執行する課の課長とする。以下同じ。）の意見を聴いて、金銭的保証に替えて、役務的保証を選択するものとする。この場合は、必要に応じ、行橋市工事請負業者選考委員会において、当該請負契約に係る保証方法を諮るものとする。

- 2 役務的保証は、損害保険会社（以下「保険会社」という。）が交付する公共工事履行保証証券であって、請負代金額の10分の3以上の金額に相当する金銭保証又は残工事を完成させる役務保証のあるものとする。
- 3 役務的保証を選択する場合は、概ね次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 工事の工期を延長することが認められないもの
- (2) 工事が停止した後、再入札するにあたり、残工事を積算することが困難であり、かつ、相当期間を要するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、役務的保証を付けることが有利と認められるもの

## 第2章 請負契約締結時における取扱い

### (契約保証金の提出)

第4条 受注者が契約保証金の納付を選択したときは、契約主管課長は、速やかに担当課長にその旨を通知するものとする。担当課長は、速やかに、財務会計システムの端末から歳計外現金に係る納入通知書（以下「納入通知書」という。）を出力し契約主管課長に送付する。納入通知書は、契約主管課長から受注者に対して交付する。

- 2 契約主管課長は、受注者が行橋市指定金融機関又は行橋市収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）にて契約保証金を納付した後、速やかに、当該契約保証金に係る領収書及び契約書を提出させなければならない。
- 3 契約主管課長は、当該契約保証金に係る領収書の写しを受注者に交付し、原本は契約書及び入札結果等の決裁書類とともに、担当課へ送付するものとする。
- 4 担当課長は、領収書の原本を工事の完成検査終了後まで所定の場所に保管するものとする。

### (契約保証金に代わる担保としての有価証券の提出)

第5条 受注者が契約保証金に代わる担保として有価証券の提出を選択したときは、契約主管課長は受注者から有価証券提出書（様式第2号）及び有価証券を受け取り、当該有価証券の担保としての信頼性を確認した後、速やかに担当課長にその旨を通知するものとする。担当課長は、速やかに保管有価証券受入依頼書（様式第2号の2）を作成し、契約主管課長に送付し、契約主管課長は、保管有価証券受入依頼書及び当該有価証券を担当課長に代わって会計管理者に送付するものとする。ただし、銀行小切手（金融機関が振り出し、又は支払保証をしたもの）の提出を選択したときは、前条の規定を準用するものとする。

- 2 会計管理者は、前項の保管有価証券受入依頼書及び有価証券の送付を受けたときは、速やかに、有価証券保管証書（様式第3号）を作成し、契約主管課長に送付するものとする。
- 3 契約主管課長は、有価証券保管証書の写しを受注者に対して交付し、原本は契約書及び入札結果等の決裁書類とともに、担当課へ送付するものとする。
- 4 担当課長は、有価証券保管証書の原本を工事の完成検査終了後まで所定の場所に保管するものとする。

### (契約保証金に代わる担保としての金融機関又は前払保証事業会社の保証書の提出)

第6条 受注者が契約保証金に代わる担保として金融機関又は前払保証事業会社の保証に係る保証書（以下「保証書」という。）の提出を選択したときは、契約主管課長は、保証書を受注者から受け取り、当該保証書の内容について、次に掲げる事項に関して確認をするものとする。

- (1) 名宛人が行橋市長であること。
- (2) 保証人が金融機関又は前払保証事業会社であり、押印（印影が印刷済みのものを含む。）があること。
- (3) 保証委託者が落札者であること。
- (4) 保証債務の履行について保証する旨の文言があること。

- (5) 保証債務の内容が請負契約書に基づく債務の不履行による損害金であること。
  - (6) 保証書に記載されている工事名及び工事場所が請負契約書に記載の工事名及び工事場所と同一であること。
  - (7) 保証金額が請負代金額の10分の1以上であること。
  - (8) 保証期間が工期を含むものであること。
  - (9) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- 2 契約主管課長は、前項の規定により当該保証書及び契約書を受け取ったときは、これらを入札結果等の決裁書類とともに、担当課へ送付するものとする。
- 3 担当課長は、保証書を工事の完成検査終了後まで所定の場所に保管するものとする。

(契約保証金に代わる担保としての履行保証保険証券及び公共工事履行保証証券の提出)

第7条 受注者が契約保証金に代わる担保として保険会社の履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券の提出を選択した場合には、前条の規定を準用するものとする。

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、契約主管課長は、受注者から履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券を受け取ったときは、当該証券の内容について、次に掲げる事項を確認するものとする。
- (1) 履行保証保険証券にあっては被保険者、公共工事履行保証証券にあっては債権者が行橋市長であること。
  - (2) 履行保証保険証券にあっては保険会社、公共工事履行保証証券にあっては保証人の記名押印（印影が印刷済みのものを含む。）があること。
  - (3) 履行保証保険証券にあっては保険契約者、公共工事履行保証証券にあっては債務者が落札者であること。
  - (4) 履行保証保険証券にあっては履行保証保険の普通保険約款により記載した旨の、公共工事履行保証証券にあっては公共工事履行保証契約基本約款及び特約条項その他証券により記載した旨の、履行保証保険にあっては保険契約により締結した旨の、公共工事履行保証証券にあっては保証債務により負担する旨の記載があること。
  - (5) 履行保証保険証券にあっては契約の内容、公共工事履行保証証券にあっては主契約の内容としての工事名及び工事場所が契約書に記載の工事名及び工事場所と同一であること。
  - (6) 履行保証保険証券にあっては保険金額、公共工事履行保証証券にあっては保証金額が請負代金額の10分の1以上（公共工事履行保証証券による保証で請負代金額の10分の3以上の契約保証金相当額の保証が工事請負契約書に記載されている場合は、10分の3以上）であること。
  - (7) 履行保証保険証券にあっては保険期間、公共工事履行保証証券にあっては保証期間が工期を含むものであること。

(契約書の提出期限)

第8条 第4条から前条までに規定する契約書の提出期限は、落札者が決定したときから原則として7日以内（行橋市の休日を定める条例（平成元年行橋市条例第26号）第1条に規定する休日を除く。）に行うものとする。

(受注者への指導等)

第9条 契約保証金又はこれに代わる担保の提出に際し、契約主管課長及び担当課長は、受注者に対してその契約保証金等の選択及び手続について適切な指導をするものとする。

- 2 契約保証金に代わる担保として有価証券の提出を受注者が選択したときは、契約主管課長及び担

当課長は、当分の間、銀行小切手を選択して提出するように指導するものとする。

### 第3章 工事完成時における取扱い

#### (契約保証金の返還)

第10条 工事が終了し、完成検査を受けた後に、契約保証金還付申請書（様式第4号）の提出があったときは、担当課長は、速やかに、当該工事に係る契約保証金を還付するため払出命令書を作成し、契約保証金の納付に係る領収書及び契約保証金還付申請書、検査調書の写し等の必要書類を添えて会計管理者に送付するものとする。

2 前項の払出命令書等の送付を受けたときは、会計管理者は、速やかに、受注者に対して当該契約保証金を還付するものとする。

3 前2項の手続は、工事完成検査終了日の翌日から起算して40日以内に完了するものとする。

#### (有価証券の還付)

第11条 工事が完了し、完成検査を受けたときは、担当課長は、速やかに、第5条第1項の規定により提出された有価証券を還付するため保管有価証券還付依頼書（様式第4号の2）を作成し、有価証券保管証書及び検査調書の写し等の必要書類を添えて会計管理者に送付するものとする。ただし、銀行小切手の取扱いについては、前条の規定を準用するものとする。

2 会計管理者は、前項の保管有価証券還付依頼書等の送付を受けたときは、速やかに、有価証券を有価証券受領証（様式第5号）と引換えに担当課長を通じて受注者に返還しなければならない。

3 前2項の手続に要する期間については、前条第3項の規定を準用する。

#### (金融機関等の保証書等の還付)

第12条 担当課長は、工事が終了し、完成検査を受けた後に、受注者から第6条第1項又は第7条第1項の規定により提出された金融機関の保証書、前払保証事業会社の保証書、履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券の返還の申出を受けたときは、保証書等返還請求書（様式第6号）を提出させ、保証書等を受領した旨を記載した保証書等に係る受領書（様式第7号）と引換えに受注者に返還するものとする。

2 担当課長は、返還した金融機関等の保証書等の写しを前項の保証書等返還請求書及び保証書等に係る受領書とともに、担当課の所定の場所に保管するものとする。

3 第1項の手続に要する期間については、第10条第3項の規定を準用する。

### 第4章 請負代金額の増額及び減額変更に伴う取扱い

#### (契約保証金額の変更の取扱い)

第13条 請負代金額が増減額変更される場合において、その増減額分が当初請負代金額の10分の3以内であるときは、契約保証金額は、増減額変更を行わないものとする。

2 請負代金額の増額分が当初請負代金額の10分の3を超えるときは、契約保証金額が増額後の請負代金額の10分の1以上になるように増額変更するものとする。

3 請負代金額の減額分が当初請負代金額の10分の3を超える場合において、受注者から契約保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上の契約保証金額が保たれる範囲で減額してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金額を変更後の保証金額の10分の1以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、契約保証金に代わる担保として履行保証保険証券及び公共工事履行保証証券が提出されている場合は、保証契約又は保険契約の約款により、保証料又は保険料の減額を

しないこととなっているため、原則として、減額を行わないものとする。

(契約保証金の取扱い)

第14条 前条第2項の規定により契約保証金額の増額変更を行うときは、その増額分についての事務処理は、第4条の規定を準用（契約主管課長の事務処理は担当課長がこれを行う。）するものとする。この場合において、第4条中「契約保証金」とあるのは「契約保証金の増額分」と、「契約書」とあるのは「変更契約書」と読み替えるものとする。

2 前条第3項の規定により契約保証金額の減額変更を行うときは、担当課長は、受注者に契約保証金一部還付申請書（様式第4号の3. 以下「一部還付申請書」という。）を提出させ、払出命令書を作成し、一部還付申請書、当該契約保証金の納付に係る領収書の写し及び請負変更契約書（以下「変更契約書」という。）の写しを添えて会計管理者に送付するものとする。

3 前項の払出命令書等の送付を受けたときは、会計管理者は、速やかに、受注者に対して当該契約保証金の減額分を還付するものとする。

(有価証券の取扱い)

第15条 第13条第2項の規定により契約保証金額の増額変更を行うときは、担当課長は、その増額分に相当する有価証券を第5条（銀行小切手の提出を選択したときは、前条）の規定を準用指定受注者に納めさせるものとする。この場合において、第5条中「有価証券提出書（様式第2号）」とあるのは「有価証券提出書（変更）（様式第2号の3）」と、「有価証券保管証書（様式第3号）」とあるのは「有価証券保管証書（変更）（様式第3号の2）」と読み替えるものとする。

2 第13条第3項の規定により契約保証金額の減額変更を行うときは、担当課長は、受注者に一部還付申請書を提出させ、払出命令書を作成し、一部還付申請書、有価証券保管証書の写し及び変更契約書の写しを添えて会計管理者に送付するものとする。

3 会計管理者は、前項の一部還付申請書等の送付を受けたときは、速やかに、減額分の有価証券を有価証券受領書と引換えに担当課長を通じて受注者に返還するものとする。

4 前2項の場合において、保管する有価証券が不可分である場合には、減額後の契約保証金額に相当する有価証券と交換するものとする。

(金融機関等の保証書の取扱い)

第16条 第13条第2項の規定により、保証金額の増額又は減額の変更を行おうとするときは、担当課長は、受注者に対して、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額又は減額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書（以下「保証書に係る変更契約書」という。）の提出を求めるものとする。

2 担当課長は、受注者から保証書に係る変更契約書の提出を受けたときは、当該保証書の内容について、次に掲げる事項に関して確認の上、保証書に係る変更契約書を担当課の所定の場所に保管するものとする。

(1) 名宛人が行橋市長であること。

(2) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印影が印刷済みのものを含む。）があること。

(3) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(4) 保証に係る工事の工事名及び工事場所が契約書に記載の工事名及び工事場所と同一であること。

(5) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

(履行保証保険証券及び公共工事履行保証証券の取扱い)

第 17 条 第 13 条第 2 項の規定により、請負代金額の増額変更に伴う履行保証保険証券の保険金額(公共工事履行保証証券にあつては保証金額)の変更を行おうとする場合は、受注者に対して、当該保険金額及び保証金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

2 担当課長は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項(公共工事履行保証証券の場合にあつては第 1 号から第 6 号まで、履行保証保険の場合にあつては第 2 号から第 7 号まで)に関して確認の上、異動承認書を保証書と同じ所定の場所に保管するものとする。

- (1) 債権者が行橋市長であること。
- (2) 履行保証保険証券にあつては保険会社、公共工事履行保証証券にあつては保証人の記名押印(印影が印刷済みのものを含む。)があること。
- (3) 履行保証保険証券にあつては保険契約者、公共工事履行保証証券にあつては債務者(履行保証保険の場合にあつては保険契約者)が受注者であること。
- (4) 異動を承認する旨の記載があること。
- (5) 証券番号が履行保証保険証券及び公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (6) 変更後の保険金額及び保証金額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上であること。
- (7) 異動保証期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の末日以後であること。

3 請負代金額の減額変更があった場合においては、第 13 条の規定により、公共工事履行保証証券又は履行保証保険の保証金額又は保険金額の減額は、原則として行わないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、公共工事履行保証証券の保証金額の減額を行うときは、第 1 項及び第 3 項の規定を準用するものとする。

#### 第 5 章 工期延長の場合の取扱い

(保証期間の変更)

第 18 条 担当課長は、工期の延長を行おうとする場合は、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。

(金融機関等の保証の取扱い)

第 19 条 担当課長は、保証期間の延長を行おうとするときは、受注者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長する旨の金融機関が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。ただし、前払保証事業会社の保証については、当分の間変更手続は行わないものとする。

2 担当課長は、前項の書類の提出を受けたときは、次に掲げる事項に関して確認の上、金融機関が交付する変更契約書を保証書と同じ所定の場所に保管するものとする。

- (1) 名宛人が行橋市長であること。
- (2) 保証人が金融機関であり、押印(印影が印刷済みのものを含む。)があること。
- (3) 保証期間を変更する旨の記載があること。
- (4) 保証に係る工事の工事名及び工事場所が請負契約書に記載されている工事名及び工事場所と同一であること。
- (5) 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- (6) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されていること。

(履行保証保険証券及び公共工事履行保証証券の取扱い)

第20条 担当課長は、保証期間の延長を行おうとするときは、受注者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

2 担当課長は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項に関して確認の上、異動承認書を保証証券と同じ所定の場所に保管するものとする。

- (1) 履行保証保険証券にあっては被保険者、公共工事履行保証証券にあっては債権者が行橋市長であること。
- (2) 履行保証保険証券にあっては保険会社、公共工事履行保証証券にあっては保証人の記名押印(印影が印刷済みのものを含む。)があること。
- (3) 履行保証保険証券にあっては保険契約者、公共工事履行保証証券にあっては債務者が受注者であること。
- (4) 異動を承認する旨の記載があること。
- (5) 証券番号が履行保証保険証券及び公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (6) 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

#### 第6章 工期短縮の場合の取扱い

(保証期間の短縮)

第21条 工期の短縮を行う場合において、受注者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないことになっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

(金融機関等の保証についての取扱い)

第22条 担当課長は、保証期間の短縮を行おうとするときは、受注者に対して、速やかに、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。ただし、前払保証事業会社の保証については、当分の間変更手続は行わないものとする。

2 担当課長は、金融機関の交付する変更契約書の提出を受けたときは、金融機関の交付する変更契約書を保証書と同じ所定の場所に保管するものとする。

(公共工事履行保証証券についての取扱い)

第23条 担当課長は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、受注者に対して、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

2 担当課長は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項に関して確認の上、保険会社が交付する異動承認書を当該証券と同じ所定の場所に保管するものとする。

- (1) 債権者が行橋市長であること。
- (2) 保証人の記名押印(印影が印刷済みのものを含む。)があること。
- (3) 債務者が受注者であること。
- (4) 異動を承認する旨の記載があること。
- (5) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (6) 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

## 第7章 受注者の債務不履行による解除の場合の取扱い

### (契約保証金の取扱い)

第24条 担当課長は、工事請負契約約款第47条第1項、第47条の2第1項及び第47条の3第1項の規定により契約を解除したときは、歳計外現金として保管されている契約保証金を違約金として歳入に繰り入れるため、払出命令書及び納入通知書を作成し、会計管理者に通知しなければならない。

- 2 担当課長は、前項の事務処理を行ったときは、当該事務処理に係る決裁文書、払出命令書及び納入通知書の写しを契約書等とともに所定の場所に保管するものとする。
- 3 担当課長は、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

### (有価証券の取扱い)

第25条 担当課長は、工事請負契約約款第47条第1項、第47条の2第1項及び第47条の3第1項の規定により契約を解除したときは、会計管理者に契約保証金に代わる保管有価証券が市に帰属した旨の通知書を提出するものとする。なお、通知書の写しは所定の場所に保管するものとする。

- 2 会計管理者は、前項の通知書を受けたときは、有価証券を換金するものとする。
- 3 会計管理者は、前項に規定する有価証券の換金をしたときは、担当課長に通知するものとする。
- 4 担当課長は、前項の通知を受けたときは、前条の規定を準用して処理するものとする。

### (金融機関等の保証書の取扱い)

第26条 担当課長は、工事請負契約約款第47条第1項、第47条の2第1項及び第47条の3第1項の規定により契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書（様式第8号）及び解除通知の写しを金融機関等に提出するものとする。なお、保証金請求書の写しは、工事請負契約書等とともに所定の場所に保管するものとする。

- 2 担当課長は、金融機関等から保証金を支払う旨の通知を受けたときは、保証金の入金の手続を行うものとする。
- 3 担当課長は、違約金の金額が保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

### (公共工事履行保証証券及び履行保証保険の取扱い)

第27条 担当課長は、工事請負契約約款第47条第1項、第47条の2第1項及び第47条の3第1項の規定により契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（保証金額（履行保証保険にあっては保険金額。以下同じ。）が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書（履行保証保険にあっては保険金請求書（様式第8号）。以下同じ。）及び解除通知の写しを保険会社に提出するものとする。なお、保証金請求書の写しは、請負契約書等とともに所定の場所に保管するものとする。

- 2 担当課長は、保険会社から保証金（履行保証保険にあっては保険金。以下同じ。）を支払う旨の通知を受けたときは、保証金の入金の手続を行うものとする。
- 3 担当課長は、違約金の金額が保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

## 第8章 その他

(協議)

第 28 条 この要領を運用する場合において、関係課長（担当課長、契約主管課長、会計主管課長その他関係課の長をいう。以下同じ。）は、互いに連絡を取り合うものとする。

2 関係課長は、この要領に係る事務処理に疑義が生じたときは、協議するものとする。

(準用)

第 29 条 この要領は、委託契約の場合に準用するものとする。

(随意契約)

第 30 条 随意契約の場合は、この要領に定める契約主管課長の事務処理は、担当課長が行うものとする。

2 契約保証金に代わる担保としての有価証券（銀行小切手を除く。）の提出があった場合は、前項の規定は適用しないものとする。

(補則)

第 31 条 この要領に定めのない事項又はこの要領により難しい事項については、必要に応じ市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

契約保証の種類	様式番号	添付資料
契約保証金の納付	様式第 1 号	契約保証金額を歳計外現金納入通知書により、指定金融機関等に納付し、指定金融機関等から交付された領収書
契約保証金に代わる担保として有価証券の提供	様式第 1 号、様式第 2 号	各種有価証券（銀行小切手は除く）
金融機関又は前払保証事業会社の保証	様式第 1 号	金融機関又は前払保証事業会社が交付する保証書
公共工事履行保証証券による保証	様式第 1 号	損害保険会社が交付する公共工事履行保証証券
履行保証保険契約の締結	様式第 1 号	損害保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

様式第1号（第2条関係）

契約保証に関する届出書

年 月 日

行橋市長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

工事（委託）契約にあたり、契約保証に関する事項を下記によりお届け  
します。

記

契約工事（委託）名 \_\_\_\_\_

工事（委託）箇所 \_\_\_\_\_

契約予定年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

予定工期 自 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
至 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

契約予定額 \_\_\_\_\_円

工事（委託）の契約保証の方法について（次の番号に○で囲むこと）

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 有価証券の提出
- (3) 金融機関の保証
- (4) 保証事業会社の保証
- (5) 履行保証保険契約の締結
- (6) 公共工事履行保証証券による保証
- (7) 履行証明書の提出（委託契約のみ）

様式第2号（第5条関係）

有価証券提出書

年 月 日

行橋市長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事（委託）について契約を締結したいので、契約保証金の納付に代わるものとして下記の有価証券を提出します。

記

1 契約工事（委託）名

2 工事（委託）箇所

3 契約予定年月日

.....年 月 日

4 契約予定額

円

5 提出有価証券

証券の名称	枚数	総額面	内訳			備考
			額面	回記号	番号	

様式第2号の2（第5条関係）

保管有価証券受入依頼書

年 月 日

会計管理者 殿

担当課長

このことについて、別添有価証券を保管願います。

記

1 契約工事（委託）名 \_\_\_\_\_

2 工事（委託）場所 \_\_\_\_\_

3 契約予定年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

4 契約予定額 \_\_\_\_\_円

5 提出有価証券

証券の名称	枚数	総額面	内訳			備考
			額面	回記号	番号	

6 受注者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

様式第2号の3（第15条関係）

有価証券提出書（変更）

年 月 日

行橋市長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事（委託）について変更契約を締結したいので、契約保証金の納付に代わるものとして下記の有価証券を提出します。

記

1 契約工事（委託）名 \_\_\_\_\_

2 工事（委託）箇所 \_\_\_\_\_

3 契約年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

4 変更前の契約額 \_\_\_\_\_円

5 変更後の契約予定額 \_\_\_\_\_円

6 提出有価証券

証券の名称	枚数	総額面	内訳			備考
			額面	回記号	番号	
変更前						
変更後						

様式第3号（第5条関係）

有価証券保管証書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

殿

会計管理者

契約保証金の納付の代わりに提出された、下記の有価証券を預かりました。

記

1 契約工事（委託）名 \_\_\_\_\_

2 工事（委託）箇所 \_\_\_\_\_

3 契約予定額 \_\_\_\_\_ 円

4 契約予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5 提出済み有価証券

証券の名称	枚数	総額面	内訳			備考
			額面	回記号	番号	

様式第3号の2（第15条関係）

有価証券保管証書（変更）

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

殿

会計管理者

変更契約に伴い、契約保証金の納付の代わりに提出された、下記の有価証券を預かりました。

記

1 契約工事（委託）名 \_\_\_\_\_

2 工事（委託）箇所 \_\_\_\_\_

3 契約年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

4 変更前の契約額 \_\_\_\_\_円

5 変更後の契約予定額 \_\_\_\_\_円

6 提出済み有価証券

証券の名称	枚数	総額面	内訳			備考
			額面	回記号	番号	
変更前						
変更後						

様式第4号（第10条関係）

契約保証金還付申請書

年 月 日

行橋市長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事（委託）については、工事（委託）目的物を引渡しましたので契約保証金を還付くださるよう申請します。

記

1 還付契約保証金 \_\_\_\_\_ 円

2 契約工事（委託）名 \_\_\_\_\_

3 工事（委託）箇所 \_\_\_\_\_

4 契約年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

5 振込先  
金融機関 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 本（支）店

口座名義 \_\_\_\_\_

口座種類 \_\_\_\_\_ 普通 ・ 当座 ・ その他（ \_\_\_\_\_ ）

口座番号 \_\_\_\_\_

様式第4号の2（第11条関係）

保管有価証券還付依頼書

年 月 日

会計管理者 殿

担当課長

このことについて、別添有価証券を還付願います。

記

1 契約工事（委託）名 \_\_\_\_\_

2 工事（委託）場所 \_\_\_\_\_

3 契約年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

4 契約額 \_\_\_\_\_円

5 提出有価証券

証券の名称	枚数	総額面	内訳			備考
			額面	回記号	番号	

6 受注者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

様式第4号の3（第14条関係）

契約保証金一部還付申請書

年 月 日

行橋市長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

下記の工事（委託）について、変更契約（減額）を締結することとなりましたので、既納付契約保証金の一部を還付くださるよう申請します。

記

- |   |           |                  |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 一部還付契約保証金 | 円                |
| 2 | 契約工事（委託）名 |                  |
| 3 | 工事（委託）箇所  |                  |
| 4 | 契約年月日     | .....年 月 日       |
| 5 | 変更前の契約額   | 円                |
| 6 | 変更後の契約額   | 円                |
| 7 | 振込先       |                  |
|   | 金融機関      | 銀行 本（支）店         |
|   | 口座名義      |                  |
|   | 口座種類      | 普通 ・ 当座 ・ その他（ ） |
|   | 口座番号      |                  |

契約保証金残高	円
---------	---

様式第5号（第11条関係）

有価証券受領書

年 月 日

行橋市長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記工事（委託）に係る、契約保証金の納付に代わる担保として提出した有価証券を受領しました。

記

1 契約工事（委託）名

2 工事（委託）箇所

3 契約年月日 .....年 月 日

4 内容（該当箇所の□にレを記入してください）

契約工事（委託）の完了に伴う返還

変更契約に伴う一部返還

5 提出有価証券

証券の名称	枚数	総額面	内訳			備考
			額面	回記号	番号	

様式第6号（第12条関係）

保証書等返還請求書

年 月 日

行橋市長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事（委託）については、工事（委託）目的物を引渡しましたので、契約保証金の納付に代わる担保として提出した、金融機関発行の保証書等（保証内容変更契約書がある場合は保証に含む。）の返還を請求します。

記

1 契約工事（委託）名

2 工事（委託）箇所

3 契約年月日 .....年.....月.....日.....

4 保証限度額 .....円

5 保証書発行金融機関

様式第7号（第12条関係）

保証書等に係る受領書

年 月 日

行橋市長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

工事目的物を引渡した下記工事（委託）に係る、契約保証金の納付に代わる担保として提出した金融機関発行の保証書等（保証内容変更契約書がある場合は保証に含む。）を受領しました。

記

1 契約工事（委託）名

2 工事（委託）箇所

3 契約年月日 .....年 月 日

4 提出有価証券

証券の名称	枚数	総額面	内訳			備考
			額面	回記号	番号	

様式第8号（第26条関係）

保証（保険）金請求書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

殿

行橋市長

受注者 と締結した、下記工事（委託）請負契約を解除しましたので、下記金額の支払いを請求します。なお、支払方法については、別途、納入通知書を送付しますので、よろしくお願ひします。

記

1 契約工事（委託）名 \_\_\_\_\_

2 工事（委託）場所 \_\_\_\_\_

3 契約年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

4 請求額 \_\_\_\_\_円

5 証書（証券）番号 \_\_\_\_\_